

## 生涯学習を推進する目的と手段

工 藤 朝 博  
(北海道教育委員会)

### はじめに

私は14年間の教員生活を経た後、平成7年に北海道教育委員会の社会教育主事になった。同年に札幌では、第7回全国生涯学習フェスティバルが開催され、北海道立厚岸少年自然の家で勤務していた私は、フェスティバル会場にある施設のブースで、クラフトの指導をしていた記憶がある。

会場には、市町村のブースや道立施設のブースの他に、民間企業のブースも多くあり、フェスティバルは全体に華やかで活気にあふれていた。あれから、すでに18年が過ぎようとしている。

昨年、第33回大会の「生涯学習政策研究フォーラム」において、生涯学習を推進する課題として、「生涯学習」の捉え方が個人によって異なること、そのため議論が深まらないことをあげた。私は社会教育主事に採用された当時、勉強不足で社会教育と生涯学習の違いが分からず、「行政の立場では社会教育」「学習者の立場では生涯学習」という違いだけで、実態は同じものだと思いながら、社会教育の言葉が次々に生涯学習に置き換えられていく現実を見てきた。

平成6年に刊行された岡本薫の『行政関係者のための 入門・生涯学習政策』（サンプリンティング）は、このような私にも分かりやすく生涯学習と社会教育の違いが説明されており、平成7年以降何度となく読み返したが、日々

の業務においては、社会教育が生涯学習に変わっていく現実があり、本の内容は頭で理解出来ても、現実の出来事と一致させることが出来なかったような記憶がある。しかし、常にこの本に書かれている内容が頭から離れず、今でも疑問が生じると読み返している。

いずれにしても、社会教育と生涯学習の違いや生涯学習の理念は、私の能力では簡単に理解出来るようなものではなく、今でも簡潔にその違いを説明しなさいといわれると難しい感じがする。

昭和62年に臨時教育審議会の第4次答申が出されてから、生涯学習に関する様々な答申が中央教育審議会などから出された。平成2年には「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」ができたが、それ以降も生涯学習に関する様々な答申が出され、社会教育法も数回にわたり一部改正が行われた。現場にいた私には、正直、生涯学習の何がどのように変わっているのか、よく理解出来なかったし、言い方を変えれば、当時はまだ生涯学習の捉え方が曖昧で、行政職員でも正確に理解するのが困難だった時代のように思う。

次々に出される答申の内容には、その都度「生涯学習を推進する中核は社会教育行政であり、今後、益々社会教育行政の役割は重要になっている」というような趣旨が記述されていたように記憶している。しかし、現場では、答申の趣旨とは逆に、予算が削減され、社会教育主事は減り続け、社会教育行政の環境は年々衰退しているように感じられ、その矛盾に悩んでいた。社会教育行政は、様々な答申で期待され、社会教育法では次々に新たな事務が加わる中、現場では縮小された職員体制で、財政に社会教育や生涯学習の成果を示し、予算折衝を続けなければならない状況にあった。

生涯学習の振興や推進が求められた当初から、その施策を継続して実施するのは社会教育行政だけであろう。現在、社会教育行政は、徐々に首長部局に移りつつあり、社会教育主事の活用の方も首長部局に広げようという考え方があるようである。更には、社会教育行政の根幹である教育委員会制度そのものの存在意義が問われている状況にある。

どのような枠組みの中で、どのような方法によって生涯学習を推進するのが最も効果的なのか、現在、その推進方法については新たな段階に来ているように思う。私は、これまで継続的に「生涯学習・社会教育の推進」と称し

て生涯学習施策を推進してきたのは社会教育行政であり、社会教育行政の職員が最も生涯学習の理念を理解しており、今後どのような枠組みになろうと、生涯学習を推進できるのは、社会教育主事を中心とする社会教育行政であろうと思う。

これから記述する内容は、これまでの社会教育主事の経験を通して感じたことをもとにしながら、第33回大会のフォーラムで発言した内容を提言として整理したものである。個人的な考えであり、組織としての考えではないことを先にお断りしておく。

## 1 地域社会の現状

日本は、40年ごとに浮き沈みを繰り返しているという説がある。

長期間の鎖国を続けてきた江戸幕府が崩壊し、明治の時代を迎える時を最初の底だとすれば、日清戦争や日露戦争で大国に勝利した時が、最初の天井となる。次の底は第二次世界大戦で敗れた昭和20年頃で、戦後の復興を果たしバブル景気に沸いた昭和60年頃が、次の天井となる。

もし、40年周期が継続するとすれば、あと10年は底に向かって行くことになるが、この10年はその後の天井に向かうための準備期間であり、これからの10年間にどのような取り組みを行うかによって、次の元気な日本をつくることが出来るかどうかが決まることだけは間違いないだろう。

国は今年の6月に、第二期教育振興基本計画を閣議決定した。この中で、社会の現状を「我が国を取り巻く危機的な状況」として、次の6点をあげている。①「少子化・高齢化の進展」→社会全体の活力低下、②「地域社会、家族の変容」→個々人の孤立化、規範意識の低下、③「グローバル化の進展」、④「格差の再生産・固定化」→一人一人の意欲減退、社会の不安定化、⑤「雇用環境の変容」、⑥「地球規模の課題への対応」、である。

また、この危機的状況を乗り越えるための「今後の社会の方向性」を、「自立」「協働」「創造」の3つの理念の実現に向けた生涯学習社会の構築であるとし、それぞれの生涯学習社会を次のように示している。①「自立」→一人一人が多様な個性・能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り開いていく

ことのできる生涯学習社会、②「協働」→個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かして、ともに支え合い、高め合い、社会に参画することのできる生涯学習社会、③「創造」→自立・協働を通じて更なる新たな価値を創造していくことのできる生涯学習社会。このように、個人の自立にはじまり、「住民の学習成果を地域活動に生かす」ことによる協働、最終的には、創造によって新たな価値を生む生涯学習社会の到来に大きな期待を抱いているのである。

しかし、小さな政府や行政のスリム化を目指し、現在も行財政改革が進められているのが現実である。経済危機に瀕している現状では、行政だけで地域社会を維持することは難しく、地方自治体では、住民が主体的にまちづくりに参画することのできる生涯学習社会の構築を目指しており、都道府県の生涯学習・社会教育施策を見てみると、すでに施策の目標は、「知識の習得から行動できる住民の育成」になっているようである。また、国と地方自治体の関係、行政と民間の関係も大きく変化しつつあるのが社会の現状である。このような中で、教育委員会制度をはじめとする教育の枠組みも、大きく変わろうとしているのである。

## 2 生涯学習を推進する目的と手段

平成6年に刊行された岡本薫氏の「行政関係者のための 入門・生涯学習政策」には、生涯学習を推進し、生涯学習社会を構築すべき理由・目的として、中央教育審議会や臨時教育審議会が、①学歴社会の弊害の是正、②社会の成熟化に伴う学習需要の増大への対応、③社会・経済の変化に対応するための学習の必要、の3点を示していると記述している。

生涯学習の必要性は、昭和40年にユネスコの成人教育推進国際委員会で、生涯教育として提唱されて以来、世界各国に広まった共通の理念であるが、生涯学習社会の構築というのは、学歴社会に対して生まれた日本独自の考え方であるように思う。

高度経済成長の中で、長い時間をかけて定着してきた学歴社会の考え方を変えて、新しい生涯学習社会の考え方を地域社会に定着するためには、それ

なりの時間をかけて、社会全体にこの考え方を認めてもらわなければならない。

生涯学習社会を構築するということは、社会全体の仕組みを変えることになるので、社会教育行政だけで実現することは不可能であり、産・学・官が連携し社会全体で取り組み、国民に認知してもらわなければ実現できないものである。

このように、臨時教育審議会の答申が出された当初、生涯学習を推進する目的は、急激な社会の変化への対応や多様化する住民の学習ニーズへの対応とともに、学歴社会から学習したことが適切に評価される生涯学習社会に移行することであり、社会全体でとりくむべきものであった。

その後、平成18年に教育基本法が新しくなり、第3条に生涯学習の理念が規定され、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう」にするために、生涯学習を推進するのであり、更には、生涯学習を推進し、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現も図らなければならない、と生涯学習社会の構築についても示している。

また、先に述べたように、今年6月に閣議決定された第2期教育振興基本計画では、「知識を基盤とした自立、協働、創造モデルとしての生涯学習社会の実現」が、「我が国を取り巻く危機的な状況」を打開する方策であると示されている。

このように、教育基本法や教育振興基本計画において、生涯学習の推進や生涯学習社会の構築は、非常に大きな目的を掲げ、重要な施策として位置づけられているのである。

このような流れを見ると、社会全体で取り組むべき生涯学習社会の構築が、いつしか教育行政だけの取り組みのように変わってきたように感じる。もし、そうであるならば、教育行政として生涯学習を推進するために、やるべきことをしっかりやることになる。

まず、生涯学習を推進するために学校教育が果たす役割は、「生涯にわたって学習を続けていくために必要な基礎的な能力や自ら学ぶ意欲や態度を育成すること」（中央教育審議会答申「新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について」平成3年）であり、社会に出てからも主体的に学習出来る人間の育成を目指すことになる。次に社会教育の役割は、社会の場において、生

涯を通じて学びつづけられるように、「自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努め」（社会教育法第3条）、住民の生涯学習活動を支援することではないだろうか。

私は、先に述べたように、今後も、生涯学習を推進出来るのは、社会教育主事を中心に生涯学習を学びつづけてきた社会教育行政であると思っている。生涯学習の推進や生涯学習社会の構築を教育行政でやらなければならないのであれば、なおさらのこと、その中核を社会教育行政が担わなければならないと思っている。

## おわりに

はじめに、生涯学習と社会教育の違いについて、今でも明確に説明するのは、私にとっては難しいことであると書いた。生涯学習については、今でもよく理解出来ないが、生涯学習を推進する中核である社会教育行政については、自分なりの思いと考えを持っている。社会教育の原点に立ち返り、社会教育行政を推進することが、生涯学習を推進する目的を明確にし、生涯学習社会を構築させる早道であるように感じてならない。

社会教育の原点は、学校教育と同様、教育の目標である「人格の完成」である。つまりは、「人づくり」である。学校教育はその基礎を培い、社会教育は日々の生活における学習活動を通して成長を支援する。学校教育では教師が子どもを教え、社会教育では、地域の大人が子どもを教えるとともに、大人同士、子ども同士、大人と子どもが、熊谷愼之輔が『社会教育の核心』（財団法人全日本社会教育連合会）で記述しているように、「トモニ・オシエ・ソダチアウ」のだと思う。

このような関係ができる環境を醸成するために、社会教育行政は、意図的・計画的に住民が集まれる機会を設定し、学び合える学習プログラムを提供しているのではないだろうか。

住民が集まり、主体的な話し合いを通して、共同社会で生きていくためのルールや意義を学び、お互いが人間として生きていくということの答えを探し続ける。そのような住民が成熟した市民であり、成熟した市民が増えた結

果として、住民が主体的に地域課題の解決に取り組み、活力あるまちができ、生涯学習社会が構築されるのではないだろうか。

地域課題の解決に取り組むのも人であり、地域の教育力となるのも人であり、地域をよくするのも悪くするのも人である。住民が育たずして、地域が育つわけがないと思う。

社会教育の原点というのは、昔からよく言われるように、学校教育とともに、車の両輪として「人づくり」に邁進することなのではないだろうか。

21世紀教育国際委員会報告書（1991）、ドローールレポート「学習：秘められた宝」には、「知ることを学ぶ、為すことを学ぶ、共に生きることを学ぶ、人間として生きることを学ぶ」とある。これは、教え、教えられながら、主体的に学んでいく教育と学習の在り方を位置付けているものであるが、同時に動物として生まれたヒトが人間になるための成長過程を段階的に示しているもののように思われる。

オオカミ少年のアマラとカマラの例でも明白であるように、動物として生まれたヒトは、オオカミに育てられれば、オオカミになるのであり、「ひと」に「ひと」として育てられてはじめて「ひと」の子となる。しかし、ひとはひとりでは「人」にはなれないのであり、同じ「ひと」と信頼感を共有し、お互い学び合いながら、支え合えるようになってはじめて「人」になる。

「ヒトは ひととつながり 人になる」このようなことを一人でも多くの住民が理解し、そのために生涯を通じて学び続けることが、本当の意味での生涯学習社会の構築につながるのではないだろうか。

#### <参考文献>

- (1) 岡本薫『行政関係者のための 入門・生涯学習政策』サンプリンティング，1994年
- (2) 共編著 鈴木眞理・大島まな・清國祐二『社会教育の核心』財団法人全日本社会教育連合会，2010年
- (3) 執筆・編集代表 伊藤俊夫『新訂 生涯学習概論』ぎょうせい，2010年